

令和2年7月1日

契約等の手続きにおける押印等の簡略化について

この度、新型コロナウイルス感染症の感染防止等への対応として、押印や書面提出の簡略化につきまして、下記のとおり運用を開始することとし、より一層のテレワークの推進等に対応して参りますのでご理解、協力いただけますようお願いいたします。

1. 契約書について

- (1) ホームページ（調達情報）、入札公告及び入札説明書におきまして、詳細を記載しておりますが、「電子調達システム（政府電子調達：GEPS）」を利用する場合は、電子契約が可能となっておりますので、積極적으로ご利用（希望される場合は事前登録願います）ください。
- (2) 代理人に対する包括的な委任（年度内の委任が可能）をする委任状を提出いただくことで、代理人の押印により契約締結が可能です。

2. 請書、見積書及び請求書等について

委任を受けた代理人による押印だけでなく、押印そのものを省略できるといたします。

ただし、押印を省略する場合は当該文書の真正性を担保するため、お手数ですが以下の対応をお願いいたします。

- (1) 「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を必ず明記ください。
- (2) 必要に応じ、電話により連絡させていただきます。

上記の対応につきましては7月以降の調達案件について運用可能となりますが、ご不明な点がございましたら個人情報保護委員会会計係までお問合せください。